

宅地造成及び特定盛土等規制法と 廃棄物処理法の適用関係について

静岡県くらし・環境部環境局

廃棄物リサイクル課

宅地造成及び特定盛土等規制法

盛土、切土及び土石の堆積（以下「盛土等」という。）による災害から国民の生命・身体を守るため、従来の「宅地造成等規制法」の法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）に改正し、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、宅地造成等規制法の一部を改正する法律が令和5年5月26日から施行されている。



今般、環境省から盛土規制法と廃棄物処理法の適用関係について整理するとともに、運用における留意事項を明確化した通知があり、最終処分場や中間処理施設の設置者であっても盛土規制法の許可等が必要な場合が示された。

1 廃棄物処理施設等に係る盛土規制法の 規制対象と適用関係

- 盛土規制法では、都道府県知事等が、宅地等における盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定する。
- 規制区域内で盛土等に関する工事を行う場合には、知事の許可等が必要になる。
宅地造成等工事規制区域は許可、特定盛土等規制区域は届出など規制区域の種類ごとに規制対象となる行為も異なる。
- 国又は地方公共団体が管理する廃棄物処理施設については盛土規制法の規制対象とならない。
- 国又は地方公共団体が管理する最終処分場等の廃棄物処理施設における埋立処分のための覆土用の土石であっても、公共施設用地外のストックヤード等に堆積する場合には、盛土規制法の規制対象となる。
- 盛土規制法第2条第4号において、規制対象となる土石の堆積について規定している。

※「土石」には石を破砕すること等により土と同等の性状にしたものや土に改良材を混合等したもの、建設廃棄物等の建設副産物を土と同等の性状にしたもの等が含まれる一方、廃棄物は含まれないことに留意してください。

盛土規制法第2条第4号

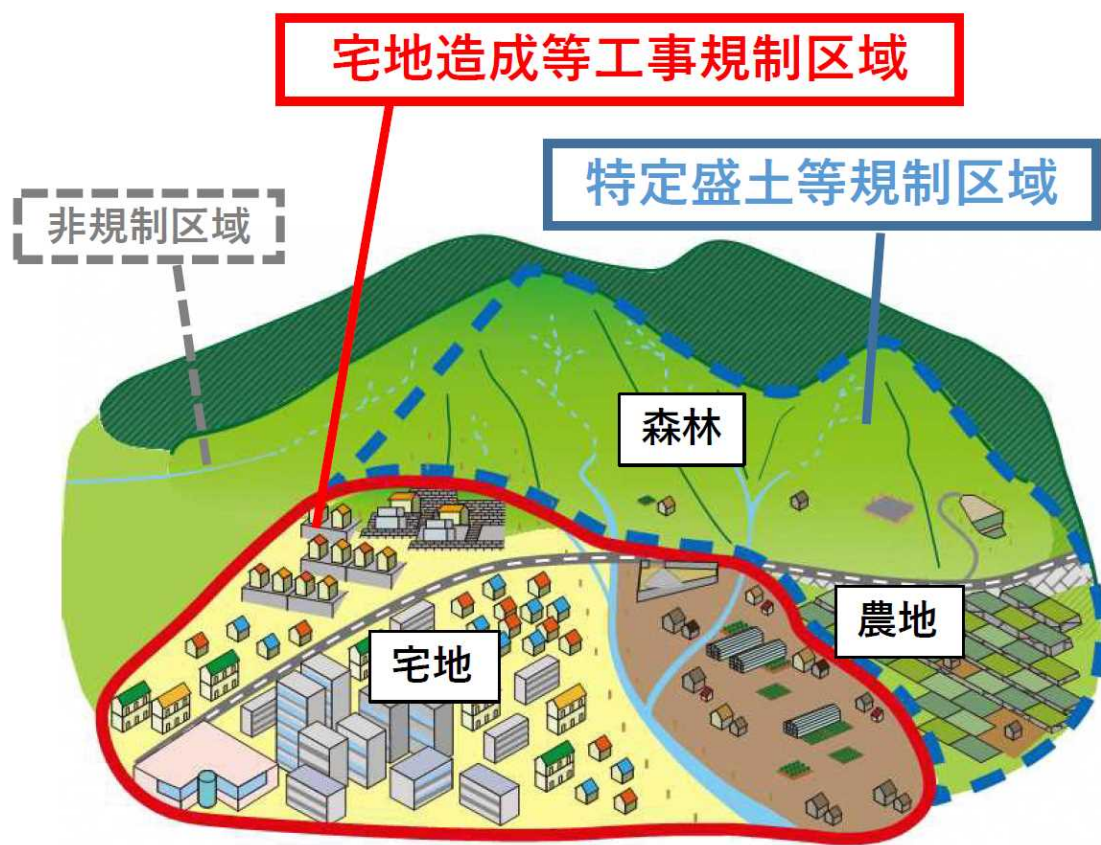
土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(抜粋)

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが二メートルを超える土石の堆積
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域



- ・ 宅地造成等工事規制区域：市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて森林や農地を含めて広く指定
- ・ 特定盛土等規制区域：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）を指定

- ・ 規制区域の種類ごとに規制対象となる行為も異なる
- ・ 規制区域は5年ごとに再度、基礎調査を行い見直す

2 廃棄物処理法に基づく許可を受けた者が行う 工事に係る盛土規制法の適用関係

- 規制区域において一定の規模要件に合致する盛土等に関する工事を行う場合は、許可が必要とされ、盛土等に関する工事の技術的基準等を遵守しなければならない。
- 一方、盛土等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして宅地造成及び特定盛土等規制法施行令で定める工事については、許可を不要とし、技術的基準等の遵守は義務付けられていない。

2 廃棄物処理法に基づく許可を受けた者が行う 工事に係る盛土規制法の適用関係

- 廃棄物処理法において、廃棄物の処分又は廃棄物処理施設の設置に係る工事は許可制である。
- 当該許可に当たり、事前に許可の基準や技術上の基準等に基づき安全性を審査している。
- 最終処分場を設置しようとする者は、災害防止のための計画等を定めている。



- 安全性が担保されており、盛土等に伴う災害が発生するおそれや居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれがないと考えられることから、盛土規制法に基づく許可等は求めない。
- ただし、盛土規制法に基づく許可等が不要の工事であっても、土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられていない、措置が不十分であるなど、盛土の崩落等により土砂が流出するおそれがあるものは、盛土規制法に基づく改善命令等の対象となる。

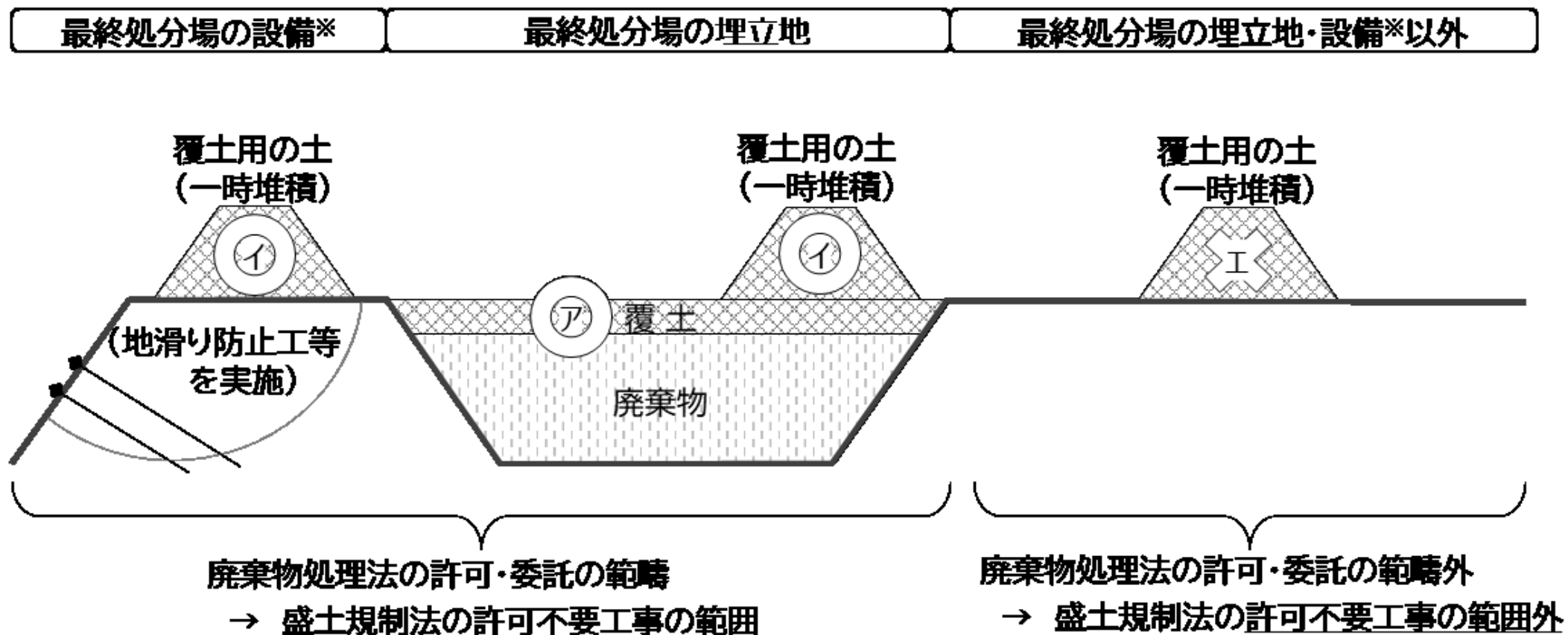
盛土規制法に基づく許可等が不要となる具体的な工事①

一般廃棄物処分業若しくは産業廃棄物処分業の許可を受けた者又は市町の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可又は委託に係る工事

| 最終処分場 | 許可不要となる工事 | 許可が必要となる工事 |
|--------|--|---|
| 中間処理施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立地において覆土する場合 ・ 埋立地又は設備*に、覆土用の土石を仮置きする場合 <p>* 地滑り防止工又は沈下防止工が設けられたものに限る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立地以外の場所において覆土する場合 ・ 埋立地又は設備*以外の場所に、覆土用の土砂を仮置きする場合 |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら廃棄物を処理する場合 |

覆土に係る盛土規制法の許可不要工事の範囲の概念図

※ 適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられたものに限る。

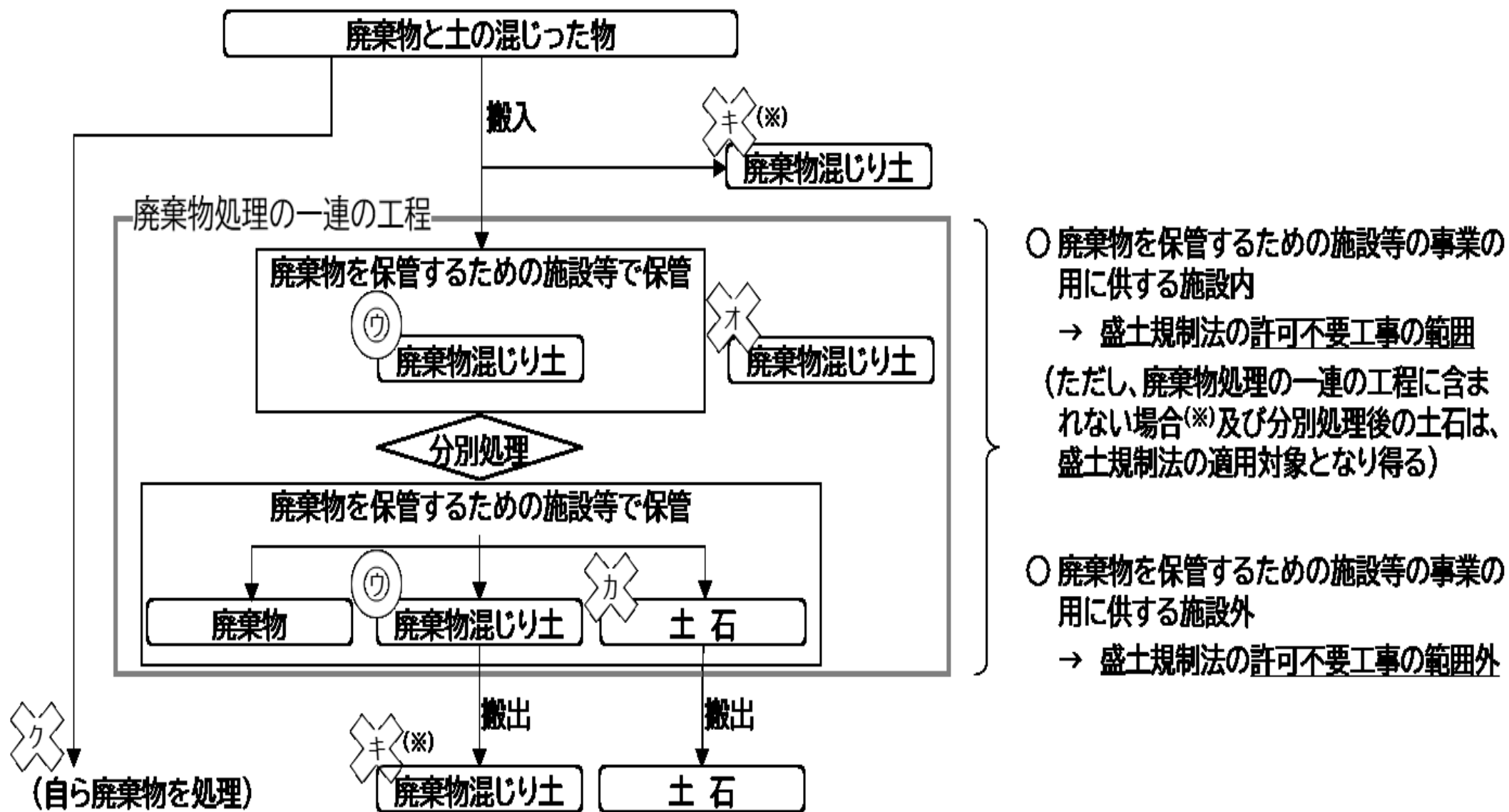


出典：環境省ホームページ

「宅地造成及び特定盛土等規制法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に係る関係部局間の連携に際しての留意事項について（通知）」より抜粋

<https://www.env.go.jp/hourei/11/index.html>

廃棄物の処理に係る盛土規制法の許可不要工事の範囲の概念図



出典：環境省ホームページ（既出）

盛土規制法に基づく許可等が不要となる具体的な工事②

一般廃棄物処理施設の設置・変更の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事、産業廃棄物処理施設の設置・変更の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

最終処分場・中間処理施設

許可不要となる工事

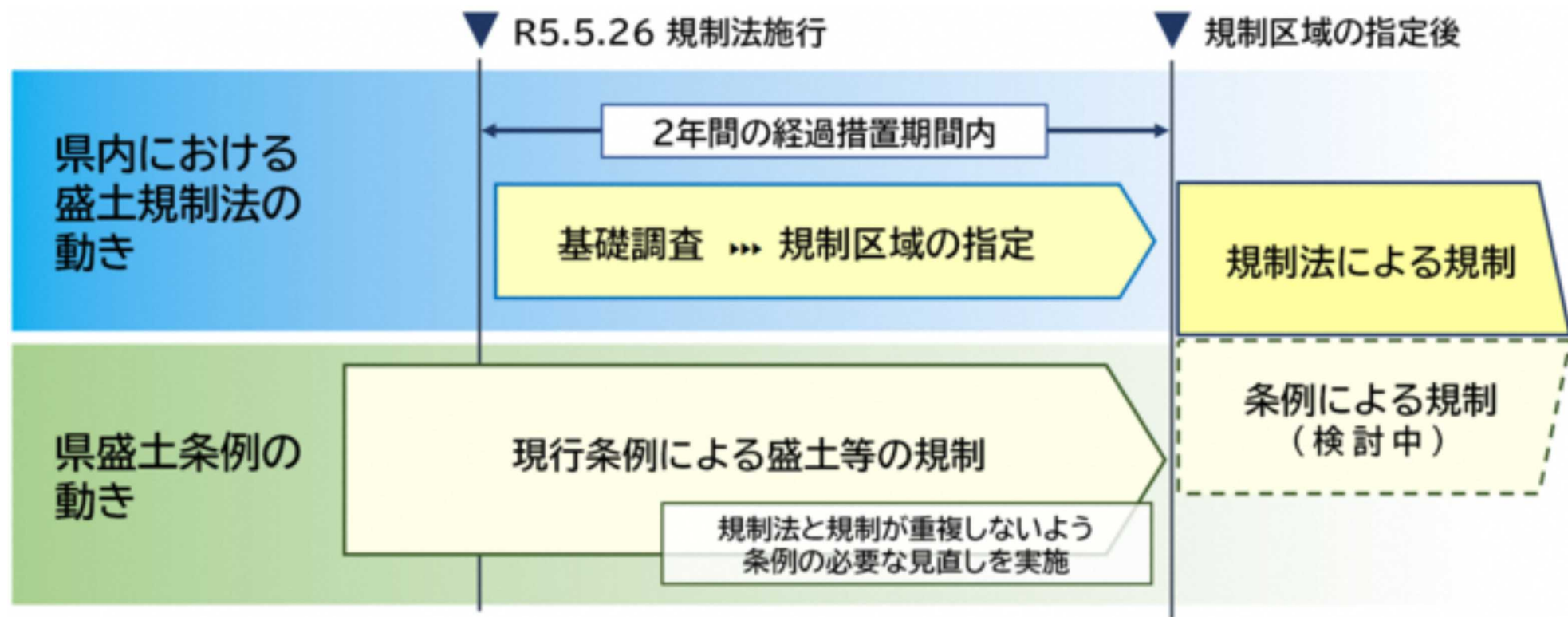
- ・ 廃棄物処理施設を設置する際の盛土又は切土工事

許可が必要となる工事

- ・ 廃止された廃棄物の最終処分場
- ・ 許可を要する施設以外の廃棄物の処理施設を建設する際に行う盛土又は切土

新たな規制が開始されるのは規制区域の指定後

令和7年5月までの経過措置期間内に、基礎調査を踏まえた規制区域の指定を行った上で、新たな規制が適用されます。



出典：静岡県ホームページ（盛土対策課）

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/tochiriyou/1041004/1052933.html>

宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋）

第三章 宅地造成等工事規制区域（令四法五五・追加）

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により宅地造成等工事規制区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 市町村長は、宅地造成等に伴い市街地等区域において災害が生ずるおそれがあるため第一項の指定をする必要があると認めるときは、その旨を都道府県知事に申し出ることができる。
- 6 第一項の指定は、第四項の公示によつてその効力を生ずる。

宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋）

（宅地造成等に関する工事の許可）

- 第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（抜粋）

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

- 第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。
 - 一 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
 - 二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
 - 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
 - 四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

宅地造成及び特定盛土等規制法 施行規則(抜粋)

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一～三 (省略)

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

五～九 (省略)

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの

ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えないもの

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(抜粋)

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが二メートルを超える土石の堆積

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

土石の堆積に係る技術的基準（政令）

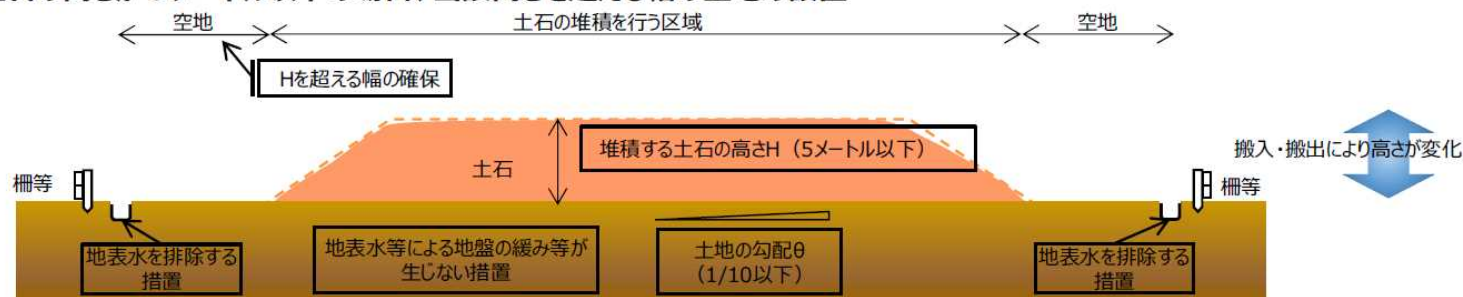
※全項目、新規に規定

| 概要 | 規定 |
|-----------|--|
| 地盤の安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・堆積する土地の地盤の勾配は10分の1以下 (堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く) ・地表水等による地盤の緩み等が生じない措置 |
| 周辺の安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・次の(イ)(ロ) いずれかに該当する空地（勾配10分の1以下）の確保 (イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地 (ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地 ・堆積した土石の周囲への柵等の設置 <p>※ただし、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置するもの等は除く</p> |
| 土石の崩壊防止措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・堆積した土石の崩壊を防止するため地表水を排除する措置 |

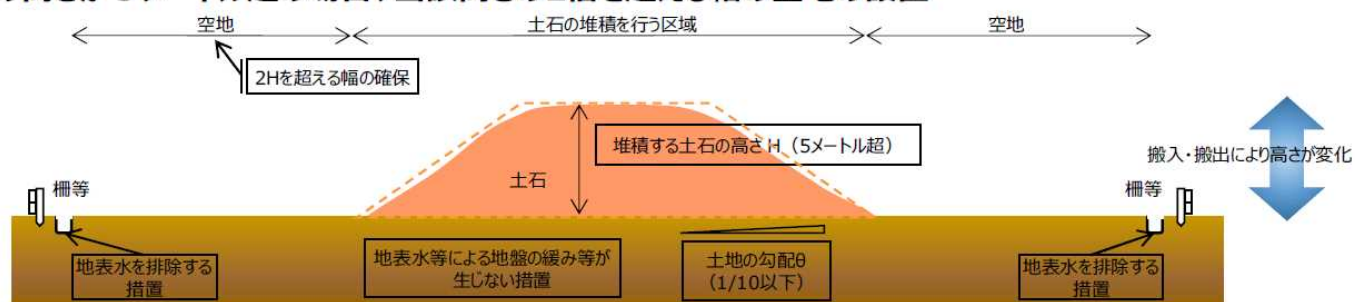
(注) 「土石の堆積」とは、一定期間を経過した後に搬出することを前提とした、土石を堆積する行為

【参考】土石の堆積に係る技術的基準（政令）全般の概念図

(イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



※「柵等」は、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能

「排水施設」は、地表水の流入を防止できるのであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能

出典：国土交通省ホームページ「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」より抜粋

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

【考え方】

4. 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

● 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の**代表的な種類及び設計方法**は次のとおりである。

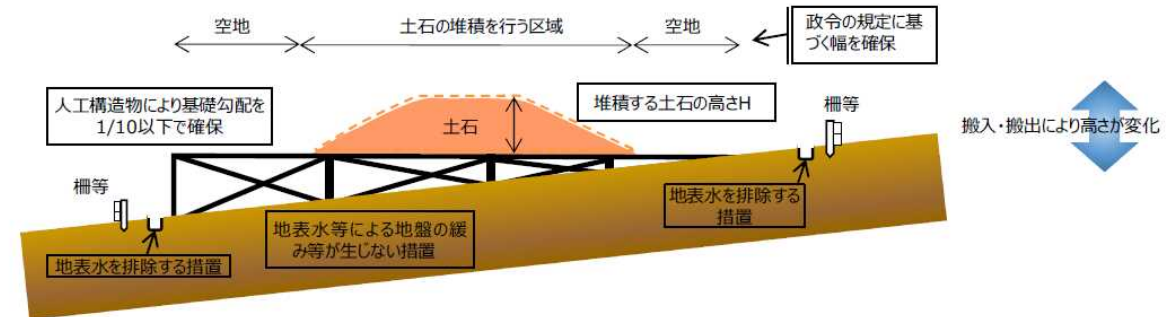
A) 鋼矢板等の設置

土石を堆積する高さを超える鋼矢板や擁壁に類する施設等を設置する。**想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。**



B) 構台等の設置

構台等の土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する。土石を堆積する面（空地を含む）の勾配は10分の1以下を確保する。**想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。**



C) 堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護

堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積し、降雨等による侵食を防ぐために堆積した土石を防水性のシート等で覆い表面を保護する。

なお、土石の堆積が盛土と異なり、十分に**締固めが実施されないことが想定されるため、堆積勾配は安定性を確保するために1:2.0よりも緩くすることが望ましい。**

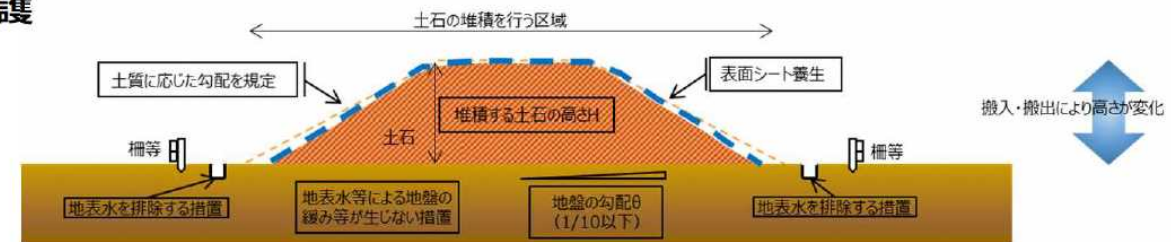


図 代表的な措置の概念図

※「柵等」は、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能
「排水施設」は、地表水の流出入を防止できるようであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能

まとめ

- 規制区域によって規制対象行為と必要な手続が変わる。
- 廃棄物処理法に係る施設であっても、盛土規制法の対象となる行為がある。
- 廃棄物処理法の既存の許可施設であっても新たに書類等で説明が必要となる行為がある（処分場内の覆土置場等）。

廃棄物処理法も盛土規制法に合せた対応が必要となる可能性があります。
法例遵守のため、適宜、情報収集をお願いします。

ご清聴ありがとうございました。